



大通り景観づくり推進協議会 部会を開催しました。

大通り景観づくり推進協議会 部会（大工町，馬場，池上町地区）においては，令和8年6月4日に会議を開催しました。今回の通信では，「会議でいただいたご意見」などをご紹介します。

大通り景観づくり推進協議会部会(大工町，馬場，池上町地区の内容)

第3回の部会では，景観形成重点地区(大通り地区)の建築物や工作物，屋外広告物に対する基準について，現在の課題と見直しの方向性を提示させていただき，多数のご意見を頂きました。

特に，色彩基準等については，実際の建物や屋外広告物などを見ていただきながら基準等について説明を行いました。今回頂いた意見を踏まえ，次回も基準等の見直しの方向性について，引き続き議論を行うことになりました。

【協議会の内容】

2 景観形成基準の見直しについて（建築物・工作物）宇都宮市

(1) 屋根・外壁の色彩基準について

【頂いたご意見】

- ・ 真っ黒でスタイリッシュな黒御影石のような建物は計画できるか？
⇒ 自然素材であれば使用可能。外壁を黒に塗装した場合は，色彩基準に基づき指導・調整を実施している。

【現状の基準】

- ・ 外壁の3/4（75%）の基調色は，低彩度・高明度の明るい色彩とする。
- ・ 外壁の1/4（25%）の準基調色は，中彩度・低明度の色彩とする。
- ・ 外壁の1/20（5%）のアクセント色は，高彩度の色彩とする。
- ・ 白・黒などの無彩色は，高明度の明るい色彩とする。

【見直しのポイント】

- ・ 黒色や濃紺などの色彩については25%以内であるが，現在の基準を変更し，使用できる範囲を広げるべきか意見を頂きたい。

2 景観形成基準の見直しについて（建築物・工作物）宇都宮市

【大通りの建築物及び工作物の色彩基準】

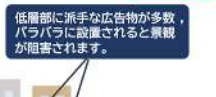


- ・ 自然素材については，色彩の制限を受けずに使用することができる。
- ・ 除外の色彩については，アクセントカラーとして，外壁の1/20（5%）以下で使用することができる。
- ・ 高彩色については，明度6%以上で使用することができる。

3 景観形成基準の見直しについて（屋外広告物）宇都宮市

(1) 屋外広告物(共通基準) ①低層階の基準

屋外広告物の意匠（形態，色彩等）に関する共通基準は，低層階についても中高層階と同等の基準（色彩）を設けることで，落ち着いた街並みの創出に繋がります。



そこで，以下のような基準を追加することが考えられます。

- 共通基準【意匠（形態，色彩等）】：
 - ・ 各店舗や各地区の個性を活かしたデザインとし，賑わいや活気を演出する。
 - ・ 「地」の色は，高彩度色を使用しない。
 - ・ 「図」の色は，過度な多色使いをしない。
 - ・ 過度な点滅はしない。
- ※ 地：看板の背景（下地）となる色
- 図：地の上に描かれる文字やロゴ，イラストなど

3 景観形成基準の見直しについて（屋外広告物）宇都宮市



【主なご意見】

- ・ 基準があることで個性的な建物が立たなくならないのか？
⇒ 色彩基準については，今回の検討の中で使用できる色の範囲を増やすことも検討している。
- ・ 壁面の位置や色彩基準等に適合するための補助等はあるのか？
⇒ 指定後に基準に適合させる行為については，活用できる支援制度もある。
- ・ 大通りに面して械式駐車場が設置される場合に基準を設けることは良いことだと思う。
- ・ デジタルサイネージについては，事業を営む側の立場では目立たせたい。一方で交差点に複数設置され音が錯綜するようになるのであれば規制があってもよい。
- ・ 賑やかしのためにもある程度看板はつけてもよいと思う。など

問い合わせ先 宇都宮市 都市整備部 景観みどり課 都市景観グループ
担当：梁木(やなぎ)，村松
電話 028-632-2568 FAX 028-632-5421
Mail u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp